

建築内容証明書(工事完了前ポイント発行用)は、工事施工者等が工事完了前に発行する建築内容を証明する書類です。工事完了前ポイント発行・交換申請の際に提出が必要です。

- 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受付できません。)

1 証明書を発行した日を記入してください。

2 対象となる住宅の所在地を記入してください。

- ※郵便番号も必ず記入してください。
- ※住所は省略せずに記入してください。共同住宅等の場合は、マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください。
- ※住所は地名地番表記でも可。(地名地番表記は、主に確認済証等の書類で住所を表記するのに使用されます。)

3 住宅の種別について、該当するいずれかにチェックしてください。

- ※住宅以外の用途に供する部分を有しない戸建住宅については、[戸建住宅]にチェックしてください。
- ※共同住宅、長屋、店舗併用住宅など、戸建住宅以外の住宅については、[共同住宅等]にチェックし、住宅の階数を必ず記入してください。

4 <<建築着工日>>を記入してください。

- ※根切り工事または基礎杭打ち工事に着手した日付を記入してください。
- ※平成26年12月27日～平成28年3月31日に建築着工した工事がポイント発行対象となります。
- ※着工前に申請する場合は、予定日を記入してください。

5 対象となる住宅が満たす省エネ性能をチェックしてください。

- ※複数の性能を満たしている場合は、いずれか1つにチェックしてください。

6 6でチェックした省エネ性能を証明する書類にチェックしてください

省エネ住宅ポイント (指定)

新築 建築内容証明書 (工事完了前ポイント発行用)

省エネ住宅ポイント事務局 宛 ※工事完了前ポイント発行申請時に提出してください。

以下のとおり、省エネ住宅ポイントの対象となる住宅の建築工事を行うことを証明します。

1 平成 27 年 3 月 20 日

建築工事の請負者 建設業許可 国土交通大臣 (建22) 第 (43XX) 号 () 知事

事業者名 株式会社 住宅工務店 株式会社 住宅里務店

代表者名 住宅 建夫

所在地 〒100-000× 東京都中央区〇〇町10-10第三ビル101 電話 03 - 1222 - ××××

2

3

4 対象となる住宅の所在地 ※地名地番可 〒 210 - 000× 神奈川県 川崎 市 区 〇〇区△△町 1203番、1204番 建物名 部屋番号

5 住宅の種別 戸建住宅 共同住宅等 階数 () ※共同住宅等の場合は、階数も必須

6 工事請負契約の締結日 平成 27 年 2 月 1 日 ※平成26年12月27日から平成27年11月30日に工事請負契約(建築着工以前の変更契約可)が締結された住宅が、省エネ住宅ポイントの対象となります。

7 建築着工日 平成 27 年 5 月 1 日 ※根切り工事または基礎杭打ち工事に着手した日付を記入 ※未着工の場合は予定日を記入

8 工事完了予定日 平成 27 年 8 月 10 日 ※平成27年2月3日以降に工事完了した住宅が、省エネ住宅ポイントの対象となります。

9 住宅の省エネ性能 ①トップランナー基準相当 ②一次エネルギー消費量等級5 (木造住宅の場合、以下でも可)

③一次エネルギー消費量等級4 ④断熱等性能等級4 (平成25年基準相当) ⑤省エネルギー対策等級4 (平成11年基準相当)

10 添付する証明書類を選択してください。

書類名	住宅の省エネ性能				
	①	②	③	④	⑤
省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅事業建築基準に係る適合証 または 住宅省エネラベルの適合証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
フラット35S設計検査に関する通知書 および 設計検査申請書(すべての面)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
設計住宅性能評価書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証 または 低炭素建築物新築等計画認定通知書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証 または 長期優良住宅建築等計画認定通知書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

省エネ性能を証明する書類 (省エネ対象住宅証明書等)

国からの補助金(長期優良住宅やゼロ・エネルギー住宅への補助など)を受けて新築している場合、原則として併用はできません。本証明書の発行に際してはご注意ください。

確認済証で新築であることが確認できない場合、追加書類の提出が必要です。詳しくは、事務局ホームページの「よくある質問の【新築】対象住宅」をご確認ください。

平成27年7月版

7 証明書を発行する建築工事の請負者の情報を記入し、押印してください。

- ※建設業許可を有しない事業者は、[建設業許可]は記入不要です。
- ※個人事業主の場合は、個人印を押印してください。
- ※[代表者]は、工事請負契約の当事者を記入してください。(支店長等であれば、その支店長等の記名・押印で可。)
- ※JVや共同請負等、共同で契約する場合は、代表となる建築工事の請負者の情報のみを記入・押印してください。
- ※自社で主要な工事を行う建築(いわゆる自社施工)や分離発注等の場合の記入方法は、「申請の手引き 工事施工者・販売事業者向け(新築)」に詳しく記載しています。

【分譲住宅の場合のみ記入】

8 証明書を発行する建築工事の発注者の情報を記入し、押印してください。

- ※宅建業免許を有しない事業者は、「宅建業免許」は記入不要です。
- ※個人事業主の場合は、個人印を押印してください。
- ※「代表者」は、工事請負契約の当事者を記入です。(支店長等であれば、その支店長等の記名・押印で可。)
- ※注文住宅の場合は記入不要です。
- ※JV等、共同で契約する場合は、代表となる事業者の情報のみを記入してください。
- ⚠️注文住宅の場合は[注文住宅であること]にチェックしてください。

9 <<工事請負契約の締結日>>を記入してください。

- ※平成26年12月27日～平成27年11月30日に工事請負契約(建築着工以前の変更契約可)を締結したものがポイントの発行対象となります。
- ※建築着工前に変更契約を行った場合は、変更契約の締結日を記入してください。

10 <<工事完了予定日>>を記入してください。

- ※工事完了の予定日を記入してください。
- ※平成27年2月3日以降に工事完了した住宅が、ポイントの発行対象となります。

<<完了報告の提出について>>

工事完了前にポイント発行・交換申請をした場合、以下の完了報告期限までに工事の完了報告を行わなければいけません。完了報告を行わなかった場合、事務局は、発行したポイントを取り消すことができます。なお、取り消されたポイントを交換利用していた場合、事務局は、申請者に対して、ポイント相当額の返還を求めます。

【完了報告期限】

- 即時交換を含む場合 : 平成28年2月15日まで
- 戸建住宅 : 平成28年9月30日まで
- 共同住宅等(階数10以下) : 平成29年3月31日まで
- 共同住宅等(階数11以上) : 平成30年3月31日まで

⚠️ 国からの補助金(長期優良住宅やゼロ・エネルギー住宅への補助など)を受けて新築している場合、原則として省エネ住宅ポイントと併用はできません。本証明書の発行に際してはご注意ください。

⚠️ 確認済証で新築であることが確認できない場合、追加書類の提出が必要です。詳しくは、事務局ホームページの「よくある質問の【新築】対象住宅」をご確認ください。